

第10回法整備支援連絡会資料

平成21年1月16日(金)
 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
 法務省赤れんが棟3階 共用会議室

第1	プログラム	91
第2	出席者名簿	93
第3	講演者の略歴	96
第4	講演レジュメ	101
1	ニコラス・ブース	
	「開発途上国に対する法整備支援 - UNDPの手法と方針」(パワポイト資料)	101
	「国際連合事務総長指針覚書 法の支配の支援に関する国連のアプローチ」	116
2	稲葉 一生	
	「法整備支援の現状と課題」(パワポイト資料)	124
3	矢吹 公敏	
	「日弁連の司法支援活動の基本方針とアジアにおける司法アクセスおよび法の支配」 (パワポイト資料)	131
	「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針(案)」(資料1)	135
	「『国際司法支援に関する基本方針』についての考え方(案)についての一考察」 (資料2)	143
	「『司法アクセスと弁護士会の役割』をテーマとするアジア途上国国際司法 支援国際会議 報告書」(資料3)及び「別紙報告書」	145
4	松尾 弘	
	「良い統治および法の支配と法整備支援戦略」(パワポイト資料)	187
	「良い統治および法の支配と法整備支援戦略」	209
5	小杉 丈夫	
	「日本の法整備支援 - いま求められているもの」	229
6	桑島 京子	
	「JICAの法整備支援の考え方」(パワポイト資料)	236
第5	資料	246
1	法整備支援活動年表	246
2	ICD NEWS目次抜粋(法整備支援連絡会の特集記事一覧)	249

◇◇ 第 1 0 回 ◇◇

法整備支援連絡会

Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field

「日本の法整備支援 - いま求められているもの」

日 時 2009年1月16日(金) 11:00 ~ 18:00

会 場 (大阪)大阪中之島合同庁舎 2階 国際会議室
〒553-0003 大阪市福島区福島 1-1-60
TEL 06-4796-2153, 2154 FAX 06-4796-2157
(東京)法務省赤れんが棟 3階 共用会議室
〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
TEL 03-3592-7754(企画課) FAX 03-3592-7753

主 催 法務省法務総合研究所
独立行政法人国際協力機構 (JICA)

後 援 最高裁判所
日本弁護士連合会
日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
財団法人国際民商事法センター

プログラム

11:00 ~ 11:30 ((事務連絡等を含む))

開会の辞

小貫 芳信 法務総合研究所長

あいさつ

黒川 弘務 法務省大臣官房審議官

11:30 ~ 12:20 特別講演「開発途上国に対する法整備支援 - UNDPの手法と指針」



Mr. Nicholas John Booth (ニコラス・ジョン・ブース)

国際連合開発計画 (UNDP) ベトナム事務所
政策アドバイザー (法の支配・司法アクセス担当)

12:20 ~ 12:50 質疑応答

12:50 ~ 14:00 昼食休憩

14:00 ~ 14:30 基調講演「法整備支援の現状と課題」



稲葉 一生

法務総合研究所国際協力部長

14:30 ~ 15:00 講演「日弁連の司法支援活動の基本方針とアジアにおける司法アクセスおよび法の支配」



矢吹 公敏 氏

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
弁護士

15:00 ~ 15:30 講演「良い統治および法の支配と法整備支援戦略」



松尾 弘 氏

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 (民法, 開発法学)

15:30 ~ 15:50 休憩 (質問票提出)

15:50 ~ 16:20 講 演「日本の法整備支援 - いま求められているもの」



小杉 丈夫 氏

財団法人国際民商事法センター理事
弁護士

16:20 ~ 16:50 講 演「JICAの法整備支援の考え方」



桑島 京子

独立行政法人国際協力機構（JICA）
公共政策部 次長兼ガバナンスグループ長

16:50 ~ 17:45 質疑・討論

17:45 ~ 17:55 総 括



原田 明夫 氏

財団法人国際民商事法センター理事長

17:55 ~ あいさつ

中川 寛章 独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部長

18:00 閉 会

18:40 ~ (財)国際民商事法センター主催懇談会(24階レストラン「なごみ」)

講演者の略歴

1 Nicholas John Booth ((ニコラス・ジョン・ブース))

< 学歴 >

オクスフォード大学 法学修士(民法) (1988年)

< 職歴 >

パリ大学比較法研究所研究助手及び講師 (1986年)

シャーマン・アンド・スターリング法律事務所(ロンドン, パリ) パラリーガル
(1988年)

シャーマン・アンド・スターリング法律事務所(ニューヨーク) 弁護士(1989年)

フレッシュフィールドズ法律事務所(ロンドン) マネージャー(1991年)

オールドスクエア法律事務所(ロンドン) 法廷弁護士(1996年)

国際連合コソボ暫定統治機構 法律政策部長代理(2001年)

国際連合コソボ暫定統治機構 事務局長特別副代理人上級顧問(政策及び司法担当)
(2002年)

国際連合コソボ暫定統治機構 事務局長第1特別副代理人上級顧問(2006年)

国際連合開発計画(UNDP) ベトナム事務所政策アドバイザー(法の支配・司法アクセス担当)(2008年 -)

2 稲葉 一生 ((いなば かずお))

大阪大学法学部卒業(1981年)

検事任官(1983年)

法務省刑事局付検事(1991年)

外務省 在ドイツ日本国大使館一等書記官(1992年)

法務省刑事局付検事(1995年)

大阪地方検察庁 捜査・公判検事(1996年)

内閣官房 内閣審議官内閣参事官(1999年)

司法研修所 検察教官(2001年)

大阪地方検察庁 公判部副部長(2004年)

奈良地方検察庁 次席検事(同年)

法務総合研究所 国際協力部長(2006年 -)

3 矢吹 公敏 ((やぶき きみとし))

東京大学法学部卒業 (1982 年卒業, 法学士)

弁護士登録 (1987 年), 米国ニューヨーク州弁護士 (1992 年登録)

米国コロンビア・ロースクール (1991 年, 法学修士)

東京大学法科大学院非常勤講師 (独占禁止法) (2006 年 -)

仏教大学非常勤講師 (宗教法制) (2002 年 -)

財団法人国際民商事法センター学術評議員

国際法曹協会 (IBA) 会員 (事務次長・アジアパシフィックフォーラム議長)

LAWASIA 会員

競争法フォーラム事務局長

< 弁護士会活動その他: 国際関係 >

日本弁護士連合会国際室室長 (2003 - 2005 年)

同委員会副委員長 (2000 - 2003 年, 2006 年 -)

< 国際司法支援活動歴 >

JICA カボ・デ・ヴェ司法支援プログラム第 1 回 ~ 第 5 回参加 (1995 年 -)

JICA カボ・デ・ヴェ重要政策中枢支援国内支援委員会委員 (1997 - 2003 年)

外務省カボ・デ・ヴェ総選挙国際選挙監視団監視員 (1998 年 6 - 7 月)

JICA ハ・トナム重要政策中枢支援国内支援委員会委員 (1999 - 2003 年)

JICA カボ・デ・ヴェ重要政策中枢支援事務局顧問 (2000 年 -)

JICA カボ・デ・ヴェ重要政策中枢支援短期専門家 (2000 年)

JICA 小規模パートナー事業「カボ・デ・ヴェ王国弁護士会司法支援プロジェクト」

プロジェクトマネジャー (2001 年)

JICA 開発パートナー事業「カボ・デ・ヴェ王国弁護士会司法支援プロジェクト」

プロジェクトマネジャー (2002 - 2004 年)

JICA インドネシアアチェ調停・ADR 支援プロジェクトメンバー (2005 - 2006 年)

JICA インドネシア和解調停プロジェクト委員 (2007 年 -)

JICA カボ・デ・ヴェ弁護士会支援プロジェクト プロジェクトマネージャー (2006 年 -)

外務省カボ・デ・ヴェ総選挙国際選挙監視団副団長 (2008 年 7 月)

その他, JICA モンゴル調停制度プロジェクト講師, フィリピン独占禁止法支援

プロジェクト(公正取引委員会)JICA 短期専門家, AOTS 本邦研修プロジェクト委員等

4 松尾 弘 ((まつお ひろし))

慶應義塾大学法学部卒業 (1985 年)

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了 (1987 年)

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 (1990 年)

横浜市立大学商学部専任講師 (1990 年)

横浜市立大学商学部助教授 (1991 年)

横浜国立大学大学院国際経済法学研究科助教授 (1994 年)

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授 (2002 年)

慶應義塾大学法科大学院開設準備室教授 (2003 年)

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 (2004 年 -)

5 小杉 丈夫 ((こすぎ たけお))

< 学歴 >

東京大学教養学部入学 (1961 年)

東京大学法学部第 1 類卒業 (1966 年)

司法研修所入所 (1966 年)

司法研修所修習生課程修了 (20 期) (1968 年)

ハーバード・ロー・スクール修士課程卒業 (1972 年)

ハーバード・ロー・スクール客員研究員 (1974 年)

米国 (ダラス) サウス・ウエスタン法律センターにおける夏期講座修了 (1975 年)

< 職歴 >

大阪地方裁判所判事補任命 (1968 年)

米国 (ボストン) ロープス・アンド・グレイ法律事務所夏期研修員 (1972 年)

釧路地方・家庭裁判所判事補 (1972 年)

裁判官退官 (1974 年)

弁護士登録 (東京弁護士会所属) (1974 年)

松尾法律事務所入所 (1974 年)

米国 (ニューヨーク) ミルバンク・トゥイード・ハドレイ・アンド・マックロイ法律事務所研修員 (1975 年)

仏国 (パリ) エス・ジー・アーチバルド法律事務所研修員 (1976 年)

帰国 (1976 年)

< 役職等 >

最高裁判所司法研修所涉外事件セミナー講師（1980 - 1985 年）
通産省資源エネルギー庁石油開発基本問題懇談会委員（1982 年）
建設省海外建設基本問題検討会委員（1982 年）
法務省法制審議会国際私法部会幹事（1986 - 1990 年）
筑波大学大学院経営・政策科学研究科非常勤講師（1993 - 2000 年）
金融法学会監事（1996 年 - ）
財団法人国際民商事法センター理事（1996 年 - ）
早稲田大学大学院法学研究科非常勤講師・アメリカ民事訴訟法研究担当（1996 年）
ローエイシア会長（1997 - 1999 年）
日本ローエイシア友好協会副会長（1997 年 - ）
船員中央労働委員会公益委員（1999 年 - ）
同会長（2007 - 2008 年）
国土交通省交通政策審議会臨時委員（2008 年 - ）
日米法学会理事（2001 年 - ）

< 東京弁護士会 >

職域対策委員会委員（1978 - 1979 年）
弁護士倫理特別委員会・副委員長（1981 - 1983 年）
非弁護士取締委員会委員（1982 - 1983 年）
非弁・業対外国人弁護士問題合同協議会委員（1983 年）

< 日本弁護士連合会 >

外国弁護士対策委員会・会長委嘱・副委員長（1983 - 1985 年）
外国弁護士対策委員会・会長委嘱（1985 - 1986 年）
司法制度調査会・特別委嘱委員（1986 年）
アジア弁護士会会長会議運営委員会委員（1998 - 2000 年）
国際活動に関する協議会委員（1998 年 - ）

< 著書 >

著作集第 I 巻「アメリカ社会と法律」（商事法務研究会 1995 年）
著作集第 II 巻「法律業務の国際化」（商事法務研究会 1995 年）
著作集第 III 巻「アジアの時代の法」（商事法務研究会 1999 年）
共訳 エプスタイン「アメリカの債権回収法」（商事法務研究会 1984 年）

編著「人民日報を読む 中国法制整備の18年」(信山社 2004年12月)

編著「衆議のかたち - アメリカ連邦最高裁判所判例研究(1993 - 2005) - 」(東京大学出版会 2007年12月)

<主な業務分野>

銀行, 金融, 国際倒産, 訴訟, 仲裁

6 桑島 京子 ((くわじま きょうこ))

米国ハーバード大学大学院 (東アジア地域学修士号取得)

独立行政法人国際協力機構 (国際協力事業団 (当時)) 入団 (1980年)

鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課長 (1998年)

国際協力総合研修所調査研究第一課長 (2000年)

国際協力総合研修所調査研究グループ長 (2004年)

社会開発部第一グループ長 (2006 - 2008年)

公共政策部 審議役, 次長/ガバナンスグループ長 (2008年10月 -)

<専門分野>

政策科学, ガバナンス

7 原田 明夫 ((はらだ あきお))

東京大学法学部卒業 (1963年)

検事任官 (1965年)

盛岡地方検察庁検事正 (1992年)

最高検察庁検事 (1993年)

法務大臣官房長 (同年)

法務省刑事局長 (1996年)



法務事務次官 (1998年)

東京高等検察庁検事長 (1999年)

検事総長 (2001年)



退官 (2004年)

弁護士 (同年 -)



開発途上国に対する法整備支援 – UNDPの手法と方針

2009年1月16日
国際連合開発計画 (UNDP)
法の支配及び司法アクセス
政策アドバイザー
ニコラス・ブース

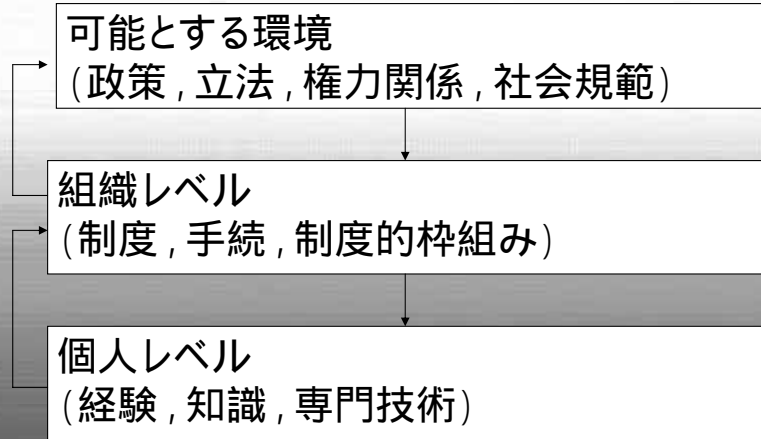


国連開発計画の中核となる使命: 人材育成

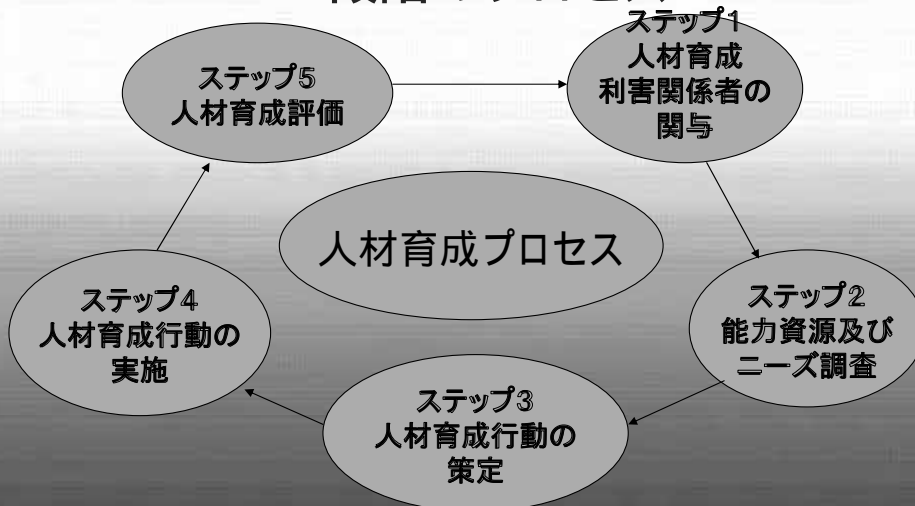
- UNDPの「発展への重大な貢献」
- 「個人、組織及び社会が、時間をかけてそれ自体の発展の目的を設定し、達成する能力を得て、強化し、維持する過程」



人材育成支援 – UNDPの手法
2008年6月

3つのレベルの能力





人材育成: 5段階のプロセス



人材育成の4つの戦略

- 制度改革及びインセンティブのメカニズム
- リーダーシップの開発
- 教育, 研修, 学習
- アカウンタビリティ及び発言メカニズム

国連における法の支配



- 国連憲章は, 国連の使命について次の3つの柱を定めている。
 - 国際平和及び治安の維持
 - 経済及び社会の発展, 発達を達成
 - 人権及び基本的自由の尊重を促進
- 法の支配の促進は, 上記3つの柱全ての基礎である。

制度全体に対するアプローチ

- 法の支配へのアプローチに関する国連総長の指針覚書(2008年4月14日付)
 - 国家レベルの法の支配のための国連の活動に関する指針原則及び枠組み
 - 危機下, 危機後, 紛争防止時, 紛争下, 紛争後及び発展時の全ての状況で適用



法の支配

- ガバナンスの原則
- 国家を含め, 全ての人, 機関, 団体が, 法に対し責任を負う。
- 法は, :
 - 公布され,
 - 平等に執行され,
 - 独立して審理され,
 - 人権に関する国際規範及び基準に一致する。

8つの指針原則

- 国際規範及び基準に関する基礎支援
- 政治的背景への配慮
- 国特有の状況に対する基礎支援
- 人権及び男女同権の促進
- 国の自主性を保障
- 国の改革構成要素を支援
- 一貫した包括的戦略アプローチの保障
- 効果的な協力関係の構築

国際規範及び基準



- 憲章, 世界人権宣言
- 対象国のパートナーが批准した国連条約
- 司法独立の基本原則
- 弁護士役割に関する基本原則
- 検察官の役割に関する指針
- 法執行官の行動綱領
- 法執行官による力及び火器の使用に関する基本原則

政治的背景

- 法の支配の改革には、制度改革及び法改革が必要であり、政治的意思に大きく左右される。
- 法の支配の促進に関する政策対話の重要性
- 政治的かつ戦略的配慮及び技術的側面を重要視



国家改革構成要素

- 対象国の利害関係者が法の支配及び司法に関する計画を議論するプロセスを促進
- 国民の自覚、国民の自主的協議を支援
- 市民団体、法律団体及び女性団体の発言権

包括的戦略アプローチ

- ニーズ評価の実施
- 評価に基づいた包括的な法の支配戦略の支援
- 戦略に基づいた法の支配に関する国連合同計画

支援の効果

- パリ宣言 (2005年):
 - 自主性: 相手国の主導権を尊重し, 主導権を行使する能力強化を支援
 - 連携: 相互に合意した評価枠組み内で, 相手国の国家開発戦略に対する基礎支援
 - 調和: ドナー間の作業分割



法の支配及び司法アクセスに関する 国連開発計画の役割

- 貧困者、弱者に役立つ司法制度及び司法関連制度への支援が国連開発計画の独自分野
(司法アクセスに関する国連開発計画の実務覚書 2004年)
- 「貧困者、女性及びその他の社会的弱者又は排除された者の不安、利益に対応する制度及び公共アカウントビリティーの強化を優先 (国連開発計画戦略プラン(2008-2011年))

貧困者の法的エンパワーメント

Making
the Law
Work for
Everyone





貧困者の法的エンパワーメント： 国連開発計画の役割

- 「本報告書は、国連開発計画が主導し、他の国連機関と共同で、貧困者の法的エンパワーメントのための一貫した多国間行動計画を策定することを要求する。既に我々のロードマップはできており、大変嬉しく思う。国連開発計画は、この要求に謹んで応じる。これから数か月間、この重大な行動計画に注意を払い、相手国のあらゆるレベル及びあらゆる分野のパートナーと協力する予定である。国連開発計画の上級管理チームは、現地事務局を通じて、貧困者への法的エンパワーメントを重視することを確約している。国連開発計画は、我々の貧困との闘いにおいて法律実務をあらゆる人が利用し、また、あらゆる人の人間開発のために利用できるようにするために尽力する人々を支援する準備ができています。」

2008年6月3日 貧困者の法的エンパワーメント委員会最終報告書
「法律実務をあらゆる人が利用できるようにする」発表時における
国連開発計画担当官 ケマル・ダーヴィッシュの声明

貧困者の法的エンパワーメントとは

- 「委員会は、法的エンパワーメントとは、それを通じて貧困者及び排除されている者が、市民及び経済の立役者として自らの権利及び利益を保護し、改善するため、法律、法制度及び司法サービスを利用できるようになる制度的改革のプロセスであると理解している。」



[法律実務をあらゆる人が利用できるようにする]

貧困者の法的エンパワーメント: 中心的要素

- 司法へのアクセス
- 財産権
- 労働権
- 「事業権」



貧困者の法的エンパワーメント: 司法へのアクセス

- 無料の身分登録制度改善
- 効果的, 安価で利用しやすい裁判外紛争処理制度
- 法律の簡易化, 標準化及び貧困者を対象とした法律リテラシー運動
- 法律扶助制度の改善及びパラリーガル, 法律学生による司法サービス要員の拡大

貧困者の法的エンパワーメント: 財産権

- 男性が購入した財産は、自動的に、その妻またはパートナーと共同所有しているものとみなす。
- 公正な賠償を含む、強制移住に関する法的指針
- 慣習上の権利、先住民の権利、集団の権利等の承認

貧困者のためのエンパワーメント: 労働権



- 組合の自由、団体交渉、非差別を保護する法律
- 労働権 (最低賃金、健康及び安全、労働時間) を非公式経済にも適用
- 経済危機、構造変化における適切な社会的保護

貧困者の法的エンパワメント: 「事業権」

- 販売権, 仕事場を持つ権利, 必要なインフラ及びサービス(住居, 電気, 水, 公衆衛生)を利用する権利を含む基本的事業権の保障
- 容易に, かつ安価に事業を開始し, 運営し, 市場へアクセスし, 必要な場合は事業から撤退することを可能にする。



ベトナムにおける国連開発計画の 法律プログラム

- 国連開発計画の相対的利点:
 - 長期にわたる活動 (1977年に開始)
 - 中立的
 - 長期的将来まで継続
- 最初に法整備支援を開始したドナーの1つ – 1992年に司法省と最初のプロジェクトを開始して以来継続中
- 1995年に司法機関(最高人民裁判所, 最高人民検察院)及び国会と最初のプロジェクトを開始

ベトナムにおける国連開発計画の 法整備支援

- 2001年の第1回(政府主導)包括的法的ニーズ調査を支援
- 包括的法的ニーズ調査に基づいた2005年第1回包括的ベトナム戦略及び法整備支援戦略(国連開発計画プロジェクトが支援)

2008年の法制度改革: 過去15年間の検討



- 立法が著しく進歩
- 法の支配及び司法改革の必要性に関する自覚が拡大
しかし、
- 法制度は一貫性がなく、重複部分が多い
ほとんどの裁判所決定は未公開
- 司法改革は、他分野(例:経済)に比べ遅れている
- 弁護士(4500名)及び法律扶助の面において、司法へのアクセスが限られている
- 多くのドナーから支援を受けているが、全体的戦略は不明確で、ドナー間の調整もされていない

国連開発計画ベトナム:新しい方向

- 政策対話をより重視:
 - ROL/A2Jに関する政策アドバイザーの採用
 - 重要問題に関する中立的調査のための別途予算
 - より柔軟な計画(小規模なプロジェクト, パートナーの増加), 調査から政策提言を行うためデモモデルとしてプロジェクトを利用
 - より戦略的なドナー間の対応
 - 法改革に関するドナー間の協議グループを設立
 - ドナー政策対話のより効果的な利用

国連開発計画ベトナム: 新しい方向



- 司法アクセス及び市民社会組織を重視:
 - 法律相談所に関する調査・プロジェクト
 - ベトナム弁護士協会の法律扶助相談所強化
- 貧困者の法的エンパワーメント
 - フィリピン, タイ, インドネシアを含む可能性のある地域的イニシアチブ



参考文献

www.capacity.undp.org

- 人材育成支援 – UNDPの手法
<http://www.undp.org/governance/sl-justice.htm>
- 司法アクセス実務ノート
- 司法プログラム – 全員のためのアクセス
<http://www.undp.org/legalempowerment/report/index.html>
- 貧困者の法的エンパワーメント委員会最終報告書



ご静聴ありがとうございました。

国際連合
事務総長指針覚書
法の支配の支援に関する国連のアプローチ

要約

本覚書は、国家レベルの法の支配に関する国連の活動の指針原則及び枠組みを提示するものであり、危機下、危機後、紛争防止時、紛争下、紛争後及び発展時を含むあらゆる状況で適用される。包括的かつ一貫性のあるアプローチを保障するため、本覚書は、国連規範、基準及び指針に基づいており、枠組みは、法の支配に関する取組の基本的構成要素を概説している。

国連組織にとって、法の支配は、ガバナンスの一原則であり、そのなかで、あらゆる人、並びに国家自体を含む公的及び民間部門の機関及び団体が、公布され、平等に執行され、独立して審理され、国際的人権規範及び基準と一致する法律に従う責任がある。法の支配は、同様に法の優位、法の前の平等、法に対するアカウンタビリティ、公正な法適用、三権分立、政策決定への参加、法の確実性、恣意性の回避、並びに手続上及び法律上の透明性への遵守を保障する措置を必要とする。司法は、権利の保護及びその正当性の証明、並びに不正行為の防止及び処罰におけるアカウンタビリティ及び公平さの理念である。司法行政は、公式な司法制度及び非公式/慣習的/伝統的な制度の両方を含む。この理論的枠組みでは、治安部門改革、司法行政、保護、免責回避など、法の支配を強化する各種アプローチ及び活動を説明するために広範囲な用語が使用されている。

ア．指針原則

- 1．国際規範及び基準に関する基礎支援
- 2．政治的背景への配慮
- 3．国独自の状況に関する基礎支援
- 4．人権及び男女平等の促進
- 5．国家の自主性保障
- 6．国家の改革要素支援
- 7．一貫性のある包括的戦略アプローチの保障
- 8．効果的な調整及び協力

イ．法の支配強化のための枠組み

- 1．憲法またはそれに同等の法律
- 2．法的枠組み及びその実施

3. 選挙制度
4. 司法, ガバナンス, 治安及び人権機関
5. 暫定司法手続及び制度
6. 法の支配強化に貢献し, 責任者及び責任機関を有する公共及び民間の団体

序文

国際連合は, 国際連合憲章で定めたとおり, 1. 国際平和及び治安を維持すること, 2. 経済的及び社会的発展, 発達を成し遂げること, 並びに 3. 人権及び基本的自由の尊重を促進すること, という 3 つの柱の使命を負っている。本覚書は, 国家レベルの法の支配に関する国連の活動の指針原則及び枠組みを提示するものであり, それらは, 危機下, 危機後, 紛争防止時, 紛争下, 紛争後及び発展時を含むあらゆる状況で適用される,

国連の法の支配に関する活動は, 国連憲章, 及び法の支配に基づいた国家社会及び国際秩序を促進するために策定された国際法, 並びに数多くの国連条約, 宣言, 指針及び原則を規範としている。人権, 法の支配及び民主主義は全て, 相互に関連し合い, 強化し合い, 国連の普遍的かつ不可分な基本的価値及び原則を構成する。国際的規模の法の支配強化は, 武力の使用を含め国連憲章及び国際法の尊重, 国家主権の平等性に対する尊重, 並びに国民を大虐殺, 人類に対する犯罪, 民族浄化及び戦争犯罪から守る国家の責任の認識を意味し, 主要な国際法への国家レベル及び国際レベルの加盟, 並びにその効果的な施行が必要である。

国家レベルにおける法の支配のための国連の活動は, 運営上, 加盟国の要請または安全保障理事会の委任に応じて, 加盟国の政策, 優先事項及び計画に基づき, 加盟国の利益のために実施される技術支援及び人材育成で構成される。これにより, 国連は, 対象国のニーズに柔軟に対応し, 一定の決まりきった方式や, 外国モデルの輸入を避け, 対象国の調査, 地域的ニーズ, 要望及び幅広い参加に基づいた支援を行うことができる。

ア. 指針原則

1. 国際規範及び基準に関する基盤支援

国連の法の支配に関連する活動は, 国際法制度の 4 つの主要な柱である国際人権法, 国際人道法, 国際刑事法及び国際難民法とともに, その憲章を規範的基盤としている。無数の国連条約, 宣言, 指針及び原則は, 普遍的に適用可能な基準である。したがって, これらの規範は, ドナー及び支援提供者の価値観または経験を反映する輸出された国家モデルにはあり得ない正当性を盛り込んでいる。これらの基準は, 国連の取組のための規範要素を

形成しており，例えば，国連は，死刑を許容する裁判を設立したり，そのような裁判に直接参加せず，さらに大量虐殺，戦争犯罪，人類に対する犯罪または著しい人権侵害に対し恩赦を与える和平合意を承認しない。法の支配の問題に関する国連のアプローチは全て，適用可能な国際基準に基づいてその指針を形成し，実行すべきである。

2．政治的背景への配慮

国際社会は，効果的な法の支配の発展を支援するために必要なレベルの政治的意思をしばしば過小評価し，法の支配の促進に関して不適切な政治的対話を行ってきた。法の支配の活動は，経済的または政治的背景を無視しては成り立たず，法的枠組み，並びにガバナンスの制度的構造及びその機能における変化を必要とする。法の支配の発展は，あらゆる国家的改革と同様，勝者及び敗者を生み出すため，技術的な問題とともに，政治的問題をはらんでいる。法の支配の支援は，技術的側面をしばしば過度に重視し，政治的かつ戦略的配慮を怠ってきた。国家の利害関係者が法の支配の発展を支援する利点を見出さない限り，技術支援はあまり成果が得られないであろう。現場の国連上級代表者は，法の支配を強化する政治的性質を理解し，法の支配の発展における政治的及び制度的側面両方の支援に注意を払う必要がある。現場の国連指導者は，国連本部及び国家の政治指導者及びその他の利害関係者と協力し合い，改革に対する政治的基盤を築き，法の支配を不適切な政治的影響または権利の濫用から防護する責任がある。

3．国独自の状況に対する基礎支援

法の支配を強化する効果的かつ持続可能なアプローチは，国のニーズ及び潜在的 가능성을徹底的に分析し，国家の専門的知識を最大限に活用することから始めなければならない。国連は，各国の法の支配に関する制度（公式的及び非公式・慣習的・伝統的）の状況及び性質，並びに社会におけるジェンダーの役割，少数民族の地位及び児童の状況を含め，法の支配制度の根底にある文化，伝統及び制度など，各国に特有の状況における法の支配及び司法に対する特別のニーズを注意深く考慮しなければならない。さらに，法の支配に関する支援は，当該国に適用可能な国際法上の義務と一貫していなければならない。国連は，近年の紛争の性質及び原因，または人権侵害の歴史など，法の支配の支援に対する必要性を引き起こしている数多くの要因を慎重に評価し，支援を適切に構築しなければならない。また，国連は，法の支配を強化するに当たり，あらゆる利害関係者に対しこの取組を推進する必要がある。

4．人権及びジェンダーに関する正義の改善

国連は，法の支配の発展を支援するなかで，影響を受けやすい政治的，文化的背景及び運営上の状況に対し効果的に対応しようとするとき，多くの難題に直面する。国連は，支援のなかで，女性，児童，少数派集団，難民，強制移住者，及び国内で阻害され差別される

可能性のあるその他の集団のために、国際法に基づいて確立された権利を見逃してはならない。性差別はあらゆる文化の中で浸透しており、法の支配のための取組のあらゆる局面でジェンダー問題に注意を払う必要がある。国連は、児童の権利及び児童が被害を受けやすいことに細心の注意を払いながら、平等性に基づいて、あらゆる人に対する法の支配の確立を支援する責任を負う。社会の支配的集団の権利を促進し、その他の者を無視するような法の支配の問題の解決は、回避しなければならない。

5．国家の自主性を保障

法の支配のためのいかなるプログラムも、外部から輸入したのでは長期的な成功を収めることはできない。プログラム過程における主導権及び意思決定権は、国の利害関係者が握らなければならない。法の支配が発展するためには、国の利害関係者、とりわけ、政府の役人、司法及びその他の法の支配関係者、国の法曹者、伝統的な指導者、女性、児童、少数派集団、難民、強制移住者及び阻害されている集団並びに市民社会の完全な、かつ有意義な参加及び支援が必要である。経験により、改革への取組の中で、国家による国際法上の義務適用を集中的に支援し、社会の一体性、参加、及び透明性の原則を遵守し、正当性及び国の自主性を促進しながら信頼できる取組が行われた場合に、法の支配が強化されることが分かっている。有意義な自主性には、社会のあらゆる部門の法的エンパワーメントが必要である。

6．国家の改革要素支援

国連のプログラムは、国家の改革要素を認識し、支援し、権利を付与しなければならない。国連は、国家の様々な利害関係者が、法の支配を強化し、持続可能な正義を確保するために議論を行い、その計画要素の概要をまとめる過程を促進しなければならない。その目的は、国の利害関係者が自らの展望、検討課題、改革への取組及び計画を形成することを支援することであり、改革のための国民の協議、理解及び支援が不可欠である。国連は、社会のあらゆる集団への働きかけを促進し、国民の自覚、教育キャンペーン及び国民の自主的な協議を支援しなければならない。市民社会組織、女性団体、法律団体、人権団体、被害者及び受刑者の弁護士、並びに除外される可能性のある者（例：非犯罪者で前体制の構成員及び元戦闘員）は、全員この過程で意見を述べる機会が与えられなければならない。児童及び青年にも参加の機会を与え、変化の建設的主体としての彼等の役割が認識されなければならない。

7．一貫性のある包括的戦略アプローチの保障

法の支配の促進は、単に、技術的法律専門知識の提供ではない。国連による法の支配の支援は、国連組織内外の、とりわけ政治、法律、人権、開発及び社会科学分野における広範囲な専門知識及び観点を利用すれば最も効果的に行える。同様に、効果的かつ効率的な司

法制度及びその運営と管理のあらゆる側面を支援する包括的なアプローチが必要である。国連は、既存の計画プロセスの枠組みの中で、以下で構成される全体的かつ戦略的アプローチを展開しなければならない。

- 1) 法の支配の必要性及び問題を確定するため、国家の利害関係者が完全に、かつ有意義に参加し、合同徹底調査を実施する。
- 2) 調査結果に基づき、包括的な法の支配戦略の進展を支援する。
- 3) 戦略に基づいて、法の支配に関する国連合同プログラムを開発する。及び
- 4) アカウンタビリティ及び実施責任を割り当てる。

8. 効果的な調整及び協力

法の支配強化には、国連組織内の多くの機関及び広範囲な国際社会が実施する多数の活動が関係している。過去の取組は、個別で一貫性がなく、ドナーが主導して実施していたため、法の支配制度の発展は不均等かつ相矛盾する結果に終わり、長期間にわたる持続可能な改革を犠牲にして、短期間の、表面的な成果しか得られなかった。法の支配の支援が成功するには、あらゆる利害関係者が、包括的な戦略に基づいて調整し合いながら支援し、積極的に関与することが必要である。法の支配の支援に関わる全ての国連機関は、効果的な協調関係の下で共通のアプローチ及び戦略に従って活動しなければならない。国連の活動の成功は、国家との協力関係及びその自主性への支援にかかっていることを認識しなければならない。

イ. 法の支配強化のための枠組み

1. 国家の最高法として、とりわけ、以下の内容を含む憲法またはそれに同等の法律

国際条約に定めるとおり、国際的に認められた人権及び基本的自由を取り入れ、その国内法への適用性を定め、違反に対する効果的かつ正当な法的救済を規定している。

人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国籍、社会的出身、財産、出生またはその他の身分に基づく非差別を規定し、国の少数派集団を保護する。

男女平等を規定する。

政府及び政府関係機関の権限を定義し、機関相互の関係及び国民との関係において権限を制限する。

緊急事態における非常権限及び人権及び自由の侵害を、国際基準の下で許容可能な程度に制限する。

独立した、かつ公正な司法に権限を授与する。

2. 国際規範及び基準と一致し、人権を保護し、以下を含め効果的な救済手段を定める法

的枠組み及びその実施

公平な入国管理法，国籍法及び難民法

国際犯罪を含む刑法，法に抵触する少年を含む違反者，及び被害者，証人に対して効果的かつ公正な司法行政を保障し，特に，「犯罪及び権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則」と一致する刑事訴訟法

特に，「被拘禁者処遇最低基準規則」と一致する監獄法及び規則

少数派集団，児童，強制移住者及びその他の疎外された，社会的弱者集団を保護し，彼らの特別な状況，その保護のための国際基準を考慮し，差別を禁止し，差別に対処する法律

女性の権利を男性と同様に法的に保護し，管轄権を有する国の裁判所及びその他の公的機関を通じて，あらゆる差別行為から女性を効果的に保護することを保障する法律

自由な結社，集会を保護し，出版，告訴，放送を保障する法律，及び表現，言論，情報の自由を尊重するその他の法律

不可侵の人権を保護し，文民統制及び監視を保障する有事法制

特に，司法独立に関する基本原則，弁護士役割に関する基本原則及び検察官の役割に関する指針で具体化されている基準を反映する，司法，法律実務及び訴追に関する法律

警察及びその他の治安部隊の行為を規制し，特に，法執行官の行動規範，法執行官による力，火器の使用に関する基本原則と一致した法律，指針及び指令

法律に基づく民事紛争解決のための公正な手続，並びに法律，規則，手続及び制度の公正な運営

3．特に以下の内容を含む選挙制度

定期的及び正当な選挙を通じて，国民の意思が，政府の権限の基礎になることを保障する。

あらゆる人が母国の政府に，直接，または，暫定的な特別措置の適用を含め，自由に選ばれた代表者を通じて，参加する権利を保障する。

選挙を含め，公共サービスへの平等のアクセスを保障する。

共通の，かつ平等な選挙権及び投票の機密性を保障する。

政治権の分野における非差別を定め，脅迫を受けず，意見，表現，情報，集会及び結社の自由など，必須の権利を尊重する選挙の環境を保障する。

客観的で公平かつ独立した選挙管理及び不正の疑惑に関する独立した調査を定める。

法律に基づき，選ばれた政党及び候補者に対する権力の移譲を規定する。

4．以下を含め，全ての人が平等にあらゆる人権を享受できることを保障されるように法

律を起草し，公布し，執行し，審理するために組織化され，資金力があり，人材育成され，体制が整っている司法，ガバナンス，治安及び人権の制度

手続上透明な立法及び公布機関並びにその制度

効果的な監視機関またはその制度（例：パリ原則と一致した汚職撲滅機関，国会委員会，国家人権機関，人権に関する独立委員会，及びオンブズマン事務所）

誠実に法を裁き，管轄内のあらゆる者に対し平等に法を適用することを保障する適切な権限を与えられた，独立した公正な司法

効果的な司法行政，治安の提供，犯罪防止の政策を立て，管理し，法律違反を捜査し，訴追する国家の制度的機能

個人及び社会を保護し，差別なく法を執行し，適切な監視制度を含め，法律違反の容疑に対し適切な行動をとる警察及びその他の法執行機関

自由剥奪に代わる選択肢，矯正措置を含め，安全かつ確実に人道的な刑務所及び更生制度を提供する矯正サービス

経済的余裕のない者に対し，法律扶助，法律補助支援を提供し，法律違反の容疑者に適切で効果的な防御を提供するアクセスビリティー

児童を含め，犯罪及び権力濫用の被害者，証人に対し，損害の救済を保障しながら司法行政に効果的に参加できるように支援する社会サービス能力

男女平等に基づき，かつ児童を濫用，搾取，危害，ニグレクトから保護することを保障し，児童の最高の利益になるように，家族内の権利及び責任を効果的に審理する制度

弁護士，裁判官，検察官，法執行官，刑務官の役務，規律及び倫理の文化を促進する専門的研修制度

憲法またはそれに同等の法律，その他の国家の法律及び民主的政府に恭順し，国際人道法に従う軍隊及び民兵部隊

裁判所，行政裁判所，代替紛争解決制度または伝統的な紛争解決制度を含め，個人，国家機関及び社会集団間の権利紛争解決のための効果的かつ利用可能な制度，並びに，特に財産及び住宅に関する紛争の公正な解決のための委員会または制度

5．アカウントビリティーを保障し，正義を果たし，和解に達する目的で，過去の大規模な権力濫用の遺産に対処するため，国際規範及び基準を遵守しつつ国の状況に対応した暫定司法手続及び制度。特別犯罪裁判所，真実和解委員会，調査過程，補償プログラムのような司法制度及び非司法制度を含む。

6．以下を含め，法の支配強化に寄与し，責任者及び責任機関を有する公共及び民間の団体

合法性の文化，法的エンパワーメントを促進し，国民が，自らの権利及び責任全て

を自覚し，教育を受けることを保障するガバナンスシステム

司法を平等に利用でき，平和的な紛争解決に参加し，地域の安全に対する必要性及び不安に対処する権利を与えられている地域共同体

行政権の行使及び権力の濫用を独立して監視するための司法制度及びその他の制度を十分に利用できること

強力な市民社会，特に，適切に人材育成され，設備が整い，資金提供を受け，組織化された非政府組織及び専門家団体，女性団体，労働組合及び地域団体

自由に活動し，責任を持ち，繁栄するマス・メディア